

介護予防通所リハビリテーション(利用料金表)

1. 基本単位(共通的服务)

(単位:円)

項目		自己負担額
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2,053/月
	要支援2	3,999/月

2. 各種加算

(単位:円)

項目	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	介護福祉士の割合が70%以上(令和4年5月より)
	要支援2	
運動器機能向上加算	225/月	理学療法士等を中心に個別のリハビリを行う。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562/月	開始月から6月以内。
減算対象	要支援1	開始月から起算して12月を超えた場合1月につき20単位の減算となる。
	要支援2	開始月から起算して12月を超えた場合1月につき40単位の減算となる。
栄養アセスメント加算	50/月	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合。但し、栄養改善加算を受けている間や終了した月は算定しない。
栄養改善加算	200/月	低栄養又はそのおそれがあるものに対し、管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成し実施した場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20/回	口腔・栄養状態に係るスクリーニングを6月ごとに行った場合に算定。但し口腔、栄養等の加算を算定している場合や複数事業所でも不可。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160/回	口腔機能が低下している等の利用者に対し、言語聴覚士等が口腔機能改善の為に計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施。(月2回を限度)
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700/月	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上など複数選択する場合
科学的介護推進体制加算	40/月	厚労省へ利用者情報を定期的に変更しフィードバックを受けた場合
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		上記料金表で算定した単位数の1000分の34に相当する(3.4%)単位数。介護職員の賃金の改善を実施する。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		上記料金表で算定した単位数の1000分の20に相当する(2.0%)単位数。介護職員等の賃金の改善を実施する。
介護職員等ベースアップ等支援加算		上記料金表で算定した単位数の1000分の10に相当する(1.0%)単位数。介護職員等の賃金の改善を実施する。(令和4年10月より)

※ ご不明な点につきましては、支援相談員までお尋ね下さい。

介護老人保健施設 あじさい苑